

奥羽クリーンテクノロジー
2号焼却炉建設事業環境影響評価方法書
についての意見の概要と事業者の見解

令和7年12月

奥羽クリーンテクノロジー株式会社

目 次

1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1.1 公告日	1
1.2 公告の方法	1
1.3 縦覧場所	1
1.4 縦覧期間	1
2 環境影響評価方法書の説明会の開催.....	1
3 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	2
3.1 意見書の提出期間.....	2
3.2 意見書の提出方法.....	2
3.3 意見書の提出状況.....	2
3.4 意見の概要及び事業者の見解.....	2

1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「青森県環境影響評価条例」第7条の規定に基づき、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地から意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という）を作成した旨及びその他の事項を公告し、公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

1.1 公告日

令和7年10月27日（月）

1.2 公告の方法

環境影響評価方法書の縦覧に関する公告は、デーリー東北（令和7年10月27日）に掲載した（別紙1）。

1.3 縦覧場所

環境影響評価方法書の縦覧場所は、以下のとおりとした。

場 所	曜 日	時 間
八戸市環境保全課	土・日・祝除く	9：00～17：00
奥羽クリーンテクノロジー（株）	土・日・祝除く	9：30～17：00

また、奥羽クリーンテクノロジー（株）ホームページで閲覧可能な状態とした。

（<https://www.ohu-clean-techno.co.jp/>）

1.4 縦覧期間

令和7年10月27日（月）～11月26日（水）

2 環境影響評価方法書の説明会の開催

「青森県環境影響評価条例」7条の2第2項の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会の開催公告は、方法書の縦覧に関する新聞公告と同時に行った。

また、当社ホームページへ掲載した（別紙2）。

開催場所及び開催日時、来場者数は、表-1に示すとおりである。

表-1 環境影響評価方法書の説明会の開催状況

開催場所	開催日時	来場者数
八戸市総合福祉会館 「はちふくプラザねじょう」	令和7年11月11日（火）18時～18時40分	0人

3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「青森県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

3.1 意見書の提出期間

令和7年10月27日（月）～12月10日（水）

3.2 意見書の提出方法

意見書の提出方法は、縦覧場所に設置した意見書箱への投函、奥羽クリーンテクノロジー（株）への郵送とした（別紙3）。

なお、郵送の場合は、令和7年12月10日の当日消印有効とした。

3.3 意見書の提出状況

環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地から意見を求めた結果、1通の意見書が提出された。

3.4 意見の概要及び事業者の見解

環境影響評価方法書に対する意見の概要及び事業者の見解は、表-2に示すとおりである。

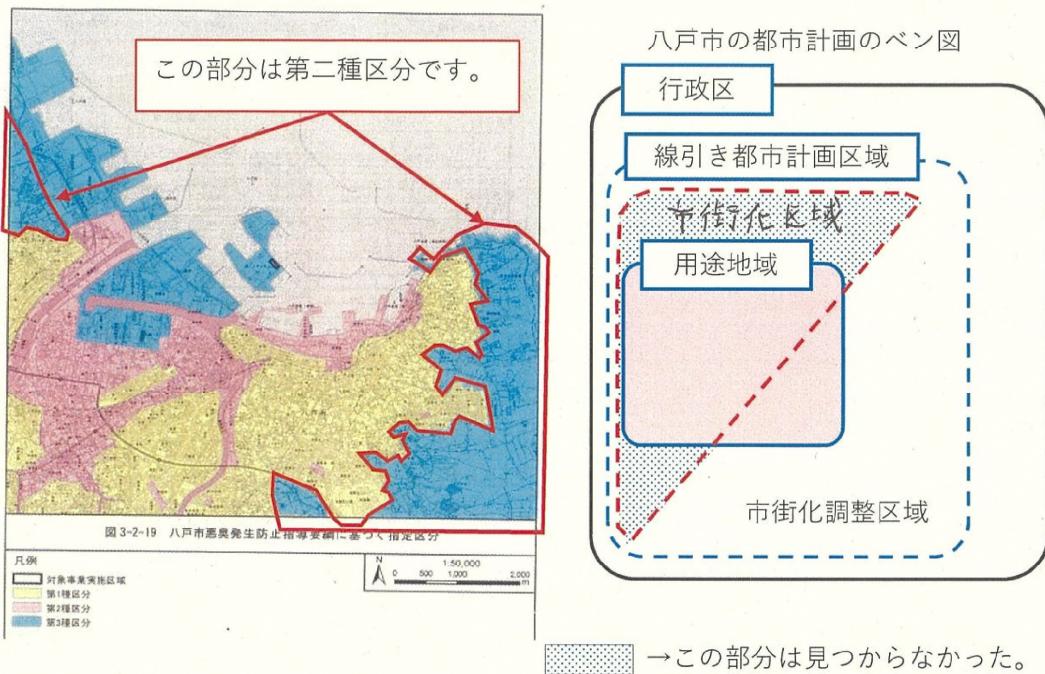
意見の概要については原文のまま記載した。

表-2 環境影響評価方法書に対する住民等の意見及び事業者の見解

No	意見の概要	事業者の見解
1	<p>一市民として、一言ご意見申し上げます。</p> <p>図3-2-19 八戸市悪臭発生防止指導要綱に基づく指定区域ですが、塗りの色が間違っているようです。</p> <p>市街化調整区域は第二種区分として運用しているそうです。</p> <p>詳しくは別紙をご覧下さい。</p> <p>要綱に基づく塗りの図面がないところ、他都市の人がよく塗り分けたと思います。お疲れさまでした。</p>	<p>「図3-2-19 八戸市悪臭発生防止指導要綱に基づく指定区分」に図示した指定区分が、市街化調整区域は第二種区分と表示すべきところを第三種区分と表示しておりました。</p> <p>ご意見を踏まえ、指定区分の表示を修正し、環境影響評価準備書にとりまとめ公表いたします。</p>

(2)八戸市悪臭発生防止指導要綱に基づく地域指定、指導基準

図3-2-19 八戸市悪臭発生防止指導要綱に基づく指定区域



- 上図、赤囲みの部分は用途地域の無指定地域ですが、区域区分で市街化調整区域になるため、第二種区分となります。
- 青森県内には24都市計画区域（10市・16町・2村）があり、そのうち線引き都市計画区域は弘前市、藤崎町、田舎館村、大鰐町、青森市、六ヶ所村、八戸市にあることです。八戸市は行政区の一部が都市計画区域であり、都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域に線引きされています。
- 都市計画図上では用途地域は各色で塗りつぶされています。塗りつぶされていない地域は用途地域の無指定地域になります。一方で図上には市街化区域を表す赤い線と、都市計画区域を表す青い線が引かれているので、その間が市街化調整区域になります。原則市街化調整区域には用途地域を指定しませんが、例外は用途指定地域内市街化調整区域で、内向きの破線が引いてあります。
- 八戸市悪臭発生防止指導要綱の別表は、用途地域と区域区分が混在していて、使い難いところ、良く塗り分けたと感じております。お疲れさまでした。

八戸市悪臭発生防止指導要綱の区分指定図（縮小図）

※八戸市悪臭発生防止指導要綱は以下「要綱」とします。

要綱改正歴（地域に関するもののみ）

○平成2年12月1日 制定・実施

【臭気強度と臭気指数の指定】

区分	第一種	第二種	第三種
臭気強度	2.5	3	3.5
臭気指数	10	15	18
臭気濃度	10	32	63

第一種区分…第一種住居専用地域など住居系地域
第二種区分…近隣商業、商業専用地域から準工業地域まで
第三種区分…工業、工業専用地域と市街化調整区域
でスタート。以後、用途地域（位置）の変更には自動的に
追随し、細分化には改正により追隨してきた。

○平成14年4月1日 改正・実施
・工業地域と市街化調整区域を第三種から第二種に
・排出水基準追加

○平成24年4月1日 改正・実施
・南郷を第三種に（無指定地域としている。）

※第一種は主に住居地域、第二種は主に市街化調整区域、第
三種は主に工業専用地域です。詳しくは要綱をご覧ください。

赤塗の部分は特に拡大図を見るこ

例) 白山台

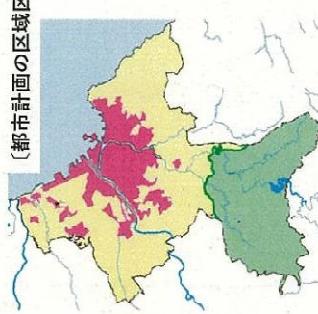
ほとんどは住居地域で第一種区分10などが、大槻横一
バー近辺は近隣商業地域で第二種区分15である。



～この図面 多少のずれは ご容赦を～

八戸市の都市計画について】

○八戸市都市計画マスタートーブラン [2018-2038] より



〔都市計画の区域区分〕

都市計画図は都市計画区域のみ載っているので、
区域外の図面は一つ上位のマスタープランを見
なければならない。これで南郷を含む行政区は
すべて網羅。

	面積	割合
都市計画区域	21.425ha	70.1%
都市計画内 市街化区域	5.836ha	19.1%
市街化調整区域 面	15.589ha	51.0%
都市計画区域外	9.129ha	29.9%
市境界	30.554ha	100.0%

(資料：青森県の都市計画)

○八戸市の都市計画（令和5年4月1日現在）より（法は都市計画法）

都市計画区域名と面積

都市計画区域名	市町村名	範囲	面積	区域内外人口	備考
八戸	八戸市	行政区域の一部	21.427 ha	218,718人	南郷地区を除く 出典：区域内外人口 国勢調査、令和2年10月1日現在、出典：面積 令和3年9月1日、青森県庁 備考に「南郷地区を除く」と書いてある。マスタープランと少し面積が違う。

区域区分（法第7条）→いわゆる「線引き」

市街化区域及び市街化調整区域の面積

都市計画区域名	市町村名	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
八戸	八戸市	21.427 ha	5.839 ha	15.588 ha

(令和3年9月1日、青森県告示第156号)

都心計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」がないと「市域」を決められない。

- ①人口密度40人/haが達成している土地の区域の人口3,000人以上 則第8条)
- ②概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域(集団的優良農地、溢水、湛水、津波、高潮のある土地等は含めない(令第9条)、両方満たさないと駄目。

階上町やおいらせ町では、市街化区域はないが用途地域（指定）があるのはこのため。

用途地域（法第8条）→市街化区域に限らない、

○用途地域の指定状況 合計 約5.834 ha（市街化区域より55 ha大きい。）

- ・都市計画区域に、地域の性格を明確にした上で、住居系、商業系、工業系の各用途による建築物の規制及び誘導を行い、居住環境の保護や商工業等の都市機能の維持、増進を図り、都市のあるべき土地利用を実現するために定められる。

○要綱別表の「無指定地域」とは？

平成24年改正時の各所通知にアバリ南郷区と書いている。両郷は「都市計画区域外」と言い、区域区分もなく、用途地域もない。一見、「悪臭規制地域の無指定地域」とも取れるが工業専用地域になるのでこれでは無い。

また、「用途地域の無指定地域」かというとこれでも無い。八戸市の都市計画区域では、用途地域の無指定地域は、ほぼ市街化調整区域であり、要郷の第二種区分になる。

○要綱別表はどう使う？

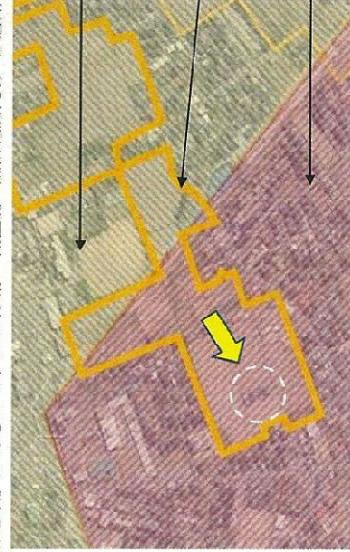
区域区分と用途地域が混在していて、難しいが、こう考える。

- ①まず事業場の位置を決める。
- ②その位置が別表の区分列のどれに当たるか
上から順に検索する。
- ③妥合できた区分がその事業場の区分

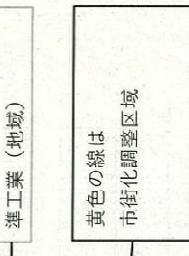
○要綱別表の使用例 大字尻内町（西園小付近）～水田が広がっている～

地名地番：大字尻内町家口田13-7、区域区分：市街化調整区域(S59.8.16)、
用途地域：第2種中高層住居専用地域(H8.5.15)

用途地域内市街化調整区域（逆線引き）と言います。
要綱別表の第一種区分から順に検索ししていくと、第一種区分に「第一種口高層住居専用地域」があるので、ここは第一種区分。



こへを適用



2種中高層（地域）

データー東北（令和7年10月27日）に掲載した公告内容

高砂さん「支えに感謝」

新型補給機打ち上げ JAXA 30日未明ISS到着

精神疾患措置入院巡る自治体調査

退院後支援計画「必要」8割

患者不同意で未作成の事例も

初の挑戦、手応え

清水さん「残念」と悲しむ

広告に関するご意見は JAROへ。

お花を灯して

建機農機出張買取り!

お 知 り セ

九、問い合わせ先	八戸市総合福祉会館 「はらふくわづかねじゅつ」 所在地 青森県八戸市根城八丁目八一五五 日 時 令和7年11月11日(火) 午後6時から	八、説明会の開催場所	方法書について環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む。）などの必要事項をご記入の上、緑販場所に備え付けの意見箱に投函又は令和7年12月10日（水）までに左記の問い合わせ先へ郵送（「八戸総合福祉会館」）をお願いします。
十、お問い合わせ先	青森県八戸市農業三番地十九 電話 0178-41-0611 (土曜日、日曜日、祝日を除き午前9時から午後2時まで)	一、事業者の名称 奥羽クリーンテクノロジー株式会社 代表者の氏名 代表取締役社長 管理 岳史 事務所の所在地 青森県八戸市農業三番地十九 二、対象事業の名称 2号焼却炉建設事業 規 模 廃棄物処理施設（焼却施設） 処理能力200t/日	弊社は、青森県環境影響評価条例に基づき、奥羽クリーンテクノロジー2号焼却炉建設事業環境影響評価方法書（以下、「方法書」）及びこれを要約した書類（以下、「要約書」）を総販し、説明会を開催いたします。

奥羽クリーンテクノロジー（株）ホームページの掲載内容



TOP > 新着情報

| 会社概要 | 経営理念・トップメッセージ | 会社沿革 | 事業所案内 | 事業許可一覧 | 組織図・技術資格者一覧 |

2025.10.27 お知らせ

環境影響評価方法書の縦覧及び説明会開催のお知らせ

弊社は、青森県環境影響評価条例に基づき、奥羽クリーンテクノロジー2号焼却炉建設事業環境影響評価方法書（以下、「方法書」）及びこれを要約した書類（以下、「要約書」）を縦覧し、説明会を開催いたします。

1. 事業者の名称、対象事業の名称等

事業者の名称	奥羽クリーンテクノロジー株式会社
代表者の氏名	代表取締役社長 笹垣 岳史
事務所の所在地	青森県八戸市豊洲3番地19
事業の名称	奥羽クリーンテクノロジー2号焼却炉建設事業
種類	廃棄物処理施設（焼却施設）
規模	処理能力200t/日

2. 対象事業実施区域

青森県八戸市豊洲3番地19

3. 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

青森県八戸市

4. 方法書の縦覧

縦覧の場所	八戸市環境保全課、奥羽クリーンテクノロジー株式会社
期間	令和7年10月27日（月）から令和7年11月26日（水）まで（縦覧場所の休庁・休館日を除く）
時間	午前9時から午後5時まで

5. 方法書の閲覧

縦覧期間中は、縦覧場所での閲覧のほか、下記より閲覧が可能です。

6. 意見書の提出

方法書について環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む。）などの必要事項をご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函又は令和7年12月10日（水）までに下記の問い合わせ先へ郵送（当日消印有効）をお願いします。

ご意見書様式→

7. 説明会の開催

場所	八戸市総合福祉会館「はちふくプラザねじょう」
所在地	青森県八戸市根城8丁目8番地155
日時	令和7年11月11日（火）午後6時から

8. 問い合わせ先

〒039-1162 青森県八戸市豊洲3番地19 奥羽クリーンテクノロジー株式会社
電話：0178-44-1061（土曜日、日曜日、祝日を除き午前9時から午後5時まで）

【意見書の記載に際して】

環境保全の見地から、方法書についてご意見をお持ちの方は、日本語により、意見の理由を含めて記載してください。

【意見書の提出方法】

意見書は、下記の期限までに郵送により下記の提出先へ送付いただくか、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函下さい。

・提出期限

令和7年12月10日(水)午後5時まで（郵送の場合は当日消印有効）

・提出先

〒039-1162 八戸市豊洲3番地19 奥羽クリーンテクノロジー株式会社

氏名（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名）	
住所（法人その他の団体にあつてはその主たる事務所の所在地）	〒
方法書の名称	奥羽クリーンテクノロジー2号焼却炉建設事業

【意見】

（裏面にも記入いただけます）

【意見】